感 感 発 0421 第 3 号
令 和 7 年 4 月 21 日

各検疫所長　殿

健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長
（　　公　　印　　省　　略　　）

カナダ政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて（一部改正）

カナダ政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについては、「カナダ政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて」（令和６年８月９日付け感感発0809第２号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）においてお示ししているところです。

今般、同国のケベック州における高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの清浄性が確認されました。

つきましては、当該通知を下記のとおり一部改正し、当該州において保管又は積み出された鳥類に係る衛生証明書の受入を再開することとしますので、内容について御了知いただくとともにその運用に遺漏のないよう的確な対応を要請します。

記

１．改正内容
表中の輸入停止措置対象地域からケベック州を削除する。

２．適用日
令和７年４月21日から適用する。

以上

新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後		現行	
輸入停止措置対象地域	輸入停止措置開始年月日	輸入停止措置対象地域	輸入停止措置開始年月日
アルバータ州	令和４年４月 12 日	アルバータ州	令和４年４月 12 日
オンタリオ州	令和６年 12 月 18 日	オンタリオ州	令和６年 12 月 18 日
（削る）	（削る）	ケベック州	令和６年 11 月 20 日
サスカチュワン州	令和４年４月 21 日	サスカチュワン州	令和４年４月 21 日
ニューファンドランド・ラブラドール州	令和４年１月 18 日	ニューファンドランド・ラブラドール州	令和４年１月 18 日
ニューブランズウィック州	令和４年７月 14 日	ニューブランズウィック州	令和４年７月 14 日
ノヴァスコシア州	令和４年４月 28 日	ノヴァスコシア州	令和４年４月 28 日
ブリティッシュコロンビア州	令和５年５月 12 日	ブリティッシュコロンビア州	令和５年５月 12 日
マニトバ州	令和４年４月 27 日	マニトバ州	令和４年４月 27 日

改正後全文

感感発 0809 第 2 号
令 和 6 年 8 月 9 日
令和７年４月 21 日一部改正

各検疫所長　殿

健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長
（　　公　　印　　省　　略　　）

カナダ政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて

カナダ政府機関から発行される鳥類に係る衛生証明書のうち、以下の表に記載がある地域において保管又は積み出された鳥類に係る衛生証明書については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「規則」という。）第 30 条第２項に規定する「当該届出動物等に係る原産国、輸出国又は積出地において当該感染症の発生及びまん延又はそのおそれが生じた場合」に該当することから、同項の規定により、規則別表第１第５項第３欄に掲げる事項に関する確認が行われていないものとなりますので、その運用に遺漏のないよう的確な対応を要請します。

輸入停止措置対象地域	輸入停止措置開始年月日
アルバータ州	令和４年４月 12 日
オンタリオ州	令和６年 12 月 18 日
サスカチュワン州	令和４年４月 21 日
ニューファンドランド・ラブラドール州	令和４年１月 18 日
ニューブランズウィック州	令和４年７月 14 日
ノヴァスコシア州	令和４年４月 28 日
ブリティッシュコロンビア州	令和５年５月 12 日
マニトバ州	令和４年４月 27 日